

あき家区民住宅(家族向)

(ウインスパレス亀戸)

申込みのしおり

◆ 区民住宅は、単身での申込みはできません

◇ 区民住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設された住宅で、区が20年間借り上げて管理している住宅です。
(契約期間満了日:平成30年5月19日)

◇ 礼金・更新料は掛かりません。

このしおりをよく読んで、お申込みください。

※ 申込みは先着順で受付しています。

別の方が審査を行っている間に同じ部屋に申し込みをされた場合は、前の方の審査結果が出るまでお待ちいただく場合があります。

【問い合わせ先】 江東区住宅課住宅管理係
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区役所5階2番窓口
TEL:03-3647-9464

目 次

○申込方法……………	P1	○様式(請書)……………	P7
○申込にあたっての注意事項…	P2	○様式(案内連絡票)……………	P8
○申込資格……………	P2	○所得金額について……………	P9
○連帯保証人について……………	P3	○特別控除について……………	P10
○必要な書類……………	P4	○給与所得の方……………	P11
○申込みから入居まで……………	P5	○事業等所得の方……………	P13
○住宅の主な設備と注意点……	P5	○年金所得の方……………	P14
○有料駐車場及び駐輪場……	P5	○間取り図……………	P15
○様式(区民住宅申込書)……	P6	【別紙】募集住宅一覧	

申込方法

(1)区内の不動産屋(※)を経由し申込む方法

不動産屋の案内による内見後、「案内連絡票」及び必要書類をそろえて、区役所住宅課へ郵送または持参してください。

(2)区役所へ郵送または来庁し申込む方法

申込書に最新の課税証明書(所得のある方全員分)を添付し、区役所へ郵送または持参してください。申込み後、職員の案内による内見の上、その他の必要書類をそろえて区役所へ郵送または持参してください。

※不動産屋は、東京都宅地建物取引業協会江東区支部、全日本不動産協会東京都本部城東第二支部のいずれかに加入している江東区内の協力店舗に限られます。(協力店舗についての詳細は、住宅課にお問い合わせください。)

申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込み後の申込者同居親族の変更(出生・死亡を除く)はできません。申込書の記入には十分注意してください。また、婚約者と申込む場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。
- (2) 都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅、または他の都民住宅・区民住宅の名義人がいる場合には、原則として申込みできません。

申 込 資 格

◇ 申込みのできる方は、申込時点で次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者本人が、次の①～③のいずれかに該当する成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票その他の公的な証明書等により証明できること。

なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。(20歳未満の婚姻予定者は法定代理人(親)の同意が必要です。)

外国人の方については、上記のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上在留している方であること。

また、同居親族についても、申込時点で日本国の在留資格を有しており、そのことが公的な証明書等により確認できる必要があります。

① 申込者本人が江東区内に居住している世帯

② 申込者本人が江東区内に所在する事務所、事業所等に勤務している世帯

③ 申込者(申込者の配偶者を含む)の親が江東区内に居住しており、その親との近居を希望している世帯

2 同居親族がいること(単身では申込みできません。)

申込みのときに一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。同居親族の範囲は、六親等内の血族、配偶者(内縁、婚約者を含む)、及び三親等内の姻族までです。

① 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかに当てはまる必要があります。

ア 婚約者(入居手続きの時までに入籍できること)

イ 申込者本人または同居親族と、税法上の扶養関係にあること

ウ 独立して生計を営む二親等内直系血族(申込者の父母・祖父母・子・孫)または直系姻族(配偶者の父母・祖父母・子・孫)であること。ただし、高齢者世帯及び心身障害者世帯については、三親等内の血族または姻族の範囲内とします。

※ 高齢者世帯・心身障害者世帯の要件についてはお問い合わせください。

② 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の妻(夫)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと

③ 次のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

④ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。(出生・死亡の場合は除きます。)

3 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

※所得金額の算出については、9ページ以降をご覧ください。

家族数	所得区分
2人	2,780,000～7,592,000 円
3人	3,160,000～7,972,000 円
4人	3,540,000～8,352,000 円
5人	3,920,000～8,732,000 円
6人	4,300,000～9,112,000 円

4 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

申込者本人及び同居しようとする親族に自家・土地所有者(共有名義を含む)、都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅、または他の都民住宅・区民住宅の名義人がいる場合には原則として申込みできません。

5 住民税を滞納していないこと

連帯保証人について

連帯保証人の資格は次のとおりです。

(一緒に入居される方は連帯保証人になれません。)

- ① 東京都、千葉県、神奈川県または埼玉県に住所または勤務先を有する方
(印鑑登録証明書を添付していただきます。)
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額が 2,400,000 円以上ある方
(最新の住民税課税証明書を添付していただきます。)

〔個人情報の取り扱いについて〕

入居申込みに伴って提出していただく個人情報は、「該当申込に係る審査・入居手続き」のほか、「使用料等の収納に関するご連絡」「各種情報のご案内」「各種アンケートのお願い」「調査統計資料の作成」「その他住宅管理上必要な場合」に利用し、それ以外の目的で使用することはありません。

必要な書類

お申込みの際、該当するものを提出してください。

①住民票

- A. 世帯全員で記載事項の省略のないものを請求してください。
(ア) 日本人の場合
世帯主の氏名、続柄、戸籍の筆頭者が記載されているものがが必要です。
(イ) 外国人の場合
在留資格、在留期間等が確認できるものがが必要です。住民票だけで確認できない場合は、保有個人情報開示請求による外国人登録原票の写しが必要です。
- B. 申込資格「1」の③申込者(申込者の配偶者を含む)の親が江東区内に居住しており、その親との近居を希望している世帯(ただし①②に該当しない方)は親の住民票と続柄が確認できる戸籍謄本が必要です。

②最新の住民税納税証明書

③収入を証明するもの

- A. 源泉徴収票、確定申告書のコピー (最新のもの)
B. A がない場合、もしくは申込日から1年以内に就職または転職した場合は、下記書類の提出をお願いします。(各様式は住宅課にあります。)
(ア)給与所得の方→『収入証明書』(勤務先で証明してもらってください。)
(イ)事業所得の方→『収支明細書』(自筆してください。)

④持ち家でないことを証明する書類

- A. 賃貸住宅にお住まいの場合
賃貸契約書+家賃の領収書等 (直近3か月分、銀行ATM振込明細書、預金通帳でも可)
B. 社宅・寮にお住まいの場合
社宅証明書又は在寮証明書 (居住開始年月日も記載してください)
C. 親族宅等にお住まいの場合
以下の(ア)~(ウ)いずれかの書類が必要です。また、共有名義の場合、共有者名の記載が必要です。
(ア)土地、家屋の固定資産物件証明書…都税事務所(23区のみ)
(イ)土地、家屋の固定資産評価証明書…都税事務所(23区のみ)市役所町村役場
(ウ)土地、家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)…法務局(登記所)
D. 上記A~Cに該当しない場合は住宅課までご連絡ください。

⑤健康保険証(住宅に入る方全員分が必要です)

⑥その他必要書類

- A. 年金・年金基金等を受けている方
(ア)年金証書・年金基金証書
(イ)年金振込通知書・年金基金振込通知書・年金裁定・年金通知書(直近のもの)
B. 心身に障害等のある方
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷者手帳、公害医療手帳、難病・結核・気管支喘息等の医療券国立ハンセン病療養所の長等の証明書
C. 出産予定のある方 … 母子手帳
D. 収入がない学生 … 学生証又は在学証明書(高校生までは不要)

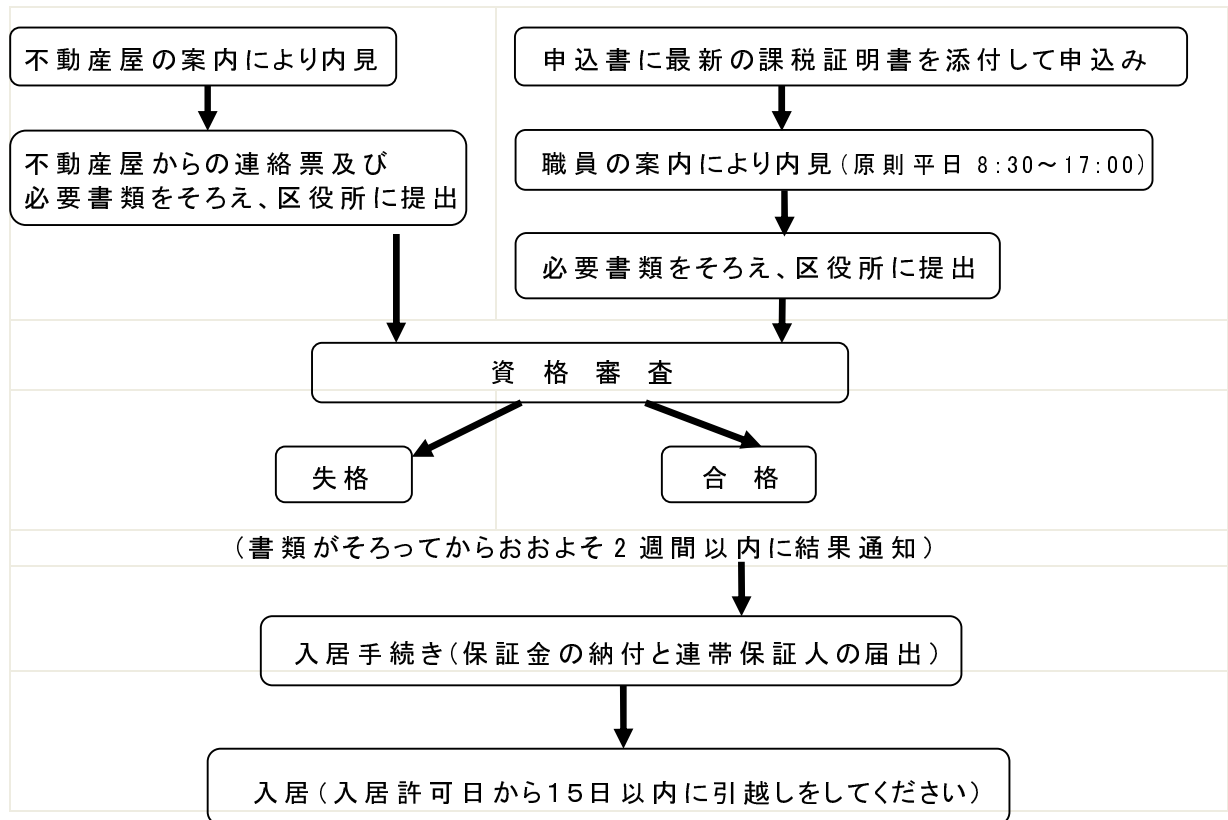
※上記書類だけでは不十分な場合、追加書類が必要となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。

★不動産屋を経由して申込みされる方は、「案内連絡票」も提出してください。

申込みから入居まで

(1) 不動産屋を経由する場合

(2) 区役所へ持参(平日 8:30~17:00)、または郵送



※上記の流れは一般的な例です。場合によっては入居時期が前後することがありますので予めご了承ください。

住宅の主な設備と注意点について

- ・自転車は一人一台で、駐輪場の一部には屋根がありません。
- ・玄関はオートロック式です。
- ・風呂は追いだきができません。
- ・エアコン、台所のガスコンロ、居室の電灯は各自でご用意ください。
- ・ガストーブ等のガス器具は、居室用にガス栓がないので使用できません。
- ・犬、ネコ等の飼育は禁止されています。
- ・インターネットは、Bフレッツ及びUSENが入っています。
- ・CATVに対応しています。

有料駐車場及び駐輪場について

当住宅の敷地内には、住宅のオーナーが管理する機械式駐車場 10 台及び身体障害者用駐車場 1 台があります(有料 18,900 円/月)。利用を希望する入居者は別途契約が必要です。(申込み時点で空きがない場合もあります。)

自転車は居住者 1 人につき 1 台まで駐輪できます(一部屋根なし)。利用を希望される入居者は、事前に住宅課への申請が必要です。

区民住宅申込書

江東区長 殿

平成 年 月 日

〈 太線内に記入してください〉

部 屋 番 号	申 込 者	郵便番号	〒	電 話	()	
		現 住 所	丁目 番 号(方・荘) 号室			
		フリガナ			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
		氏 名				

私は、江東区民住宅条例に基づく区民住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

世 帯 (親族) の構成 [住宅に入ろうとする家族]						
(フリガナ) 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日 (年 齢)	職 業	年間所得金額	現在働いている勤務先・事業所 または学校などの所在地・名称等
申 込 者	本 人	男・女	大・昭・平 年 月 日 (歳)		円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
()		男・女			円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
()		男・女			円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
()		男・女			円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
()		男・女			円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
()		男・女			円	就職 (開業) 年 月 日 所在地 名 称 電 話 ()
	特 別 控 除 金 額			△	円	入居しないが、申込書または同居親族 の所得税法上の扶養親族 (遠隔地扶養)
計 名	差 引 所 得 金 額 計				円	

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合にはその人数を下欄に記入してください (障害者は障害の程度も記入)

氏 名	老人扶養親族	特定扶養親族	寡 婦 (夫)	障害者又は特別障害者	障 害 の 程 度
					種 級 度
					種 級 度

第2号様式(第6条関係)

請 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けたうえは、江東区民住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示命令を堅く守ります。また、使用料等は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。

連帯保証人は、使用者と連帯して使用者の下記住宅の入居により生じた使用料その他の債務を負担し、万一使用者が使用料等を滞納した場合は、直ちに使用者に代わり使用料等を支払います。

記

使 用 料	月額	円	共 益 費	月額	円
所 在 地	東京都江東区		丁 目	番 号	
住 宅 の 名 称			部 屋 番 号		
住 宅 規 格	畳・	畳・	畳(	LDK・DK)	畳ほか造作付

使 用 者	現 住 所	電話 ()
	氏 名・印 生 年 月 日	印 年 月 日生

連 帯 保 証 人	現 住 所	電話 ()
	氏 名・印 生 年 月 日	実印 年 月 日生
	職 業	
	勤 務 先	(所在地) (名 称) (電 話) ()

備考 1 連帯保証人は、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の区域内に住
所、事業所又は勤務先を有し、独立して生計を営む方で、確実な保
証能力を有する方でなければなりません。

2 連帯保証人の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付してく
ださい。

3 連帯保証人の収入証明書(市区町村民税課税証明書)を添付してく
ださい。

連
帯
保
証
人
の
印
鑑
証
明
書
添
付
の
り
づ
け
を
し
て
折
り
込
む

別記様式 （ 協 力 店 舗 用 ）

※区民住宅の申込みをされる方は、この連絡票を江東区住宅課にご提出ください。

区民住宅「ウインズパレス亀戸」 案内連絡票

江東区長 あて
（FAX番号 03（3647）9268）

区民住宅「ウインズパレス亀戸」の入居希望者に対し、「江東区民住宅入居者募集に関する協定書」に基づき物件の案内をしました。

案内した日 年 月 日

案内した部屋番号 号室

お客様名

年 月 日

協力会員名

住所

名称

代表者名

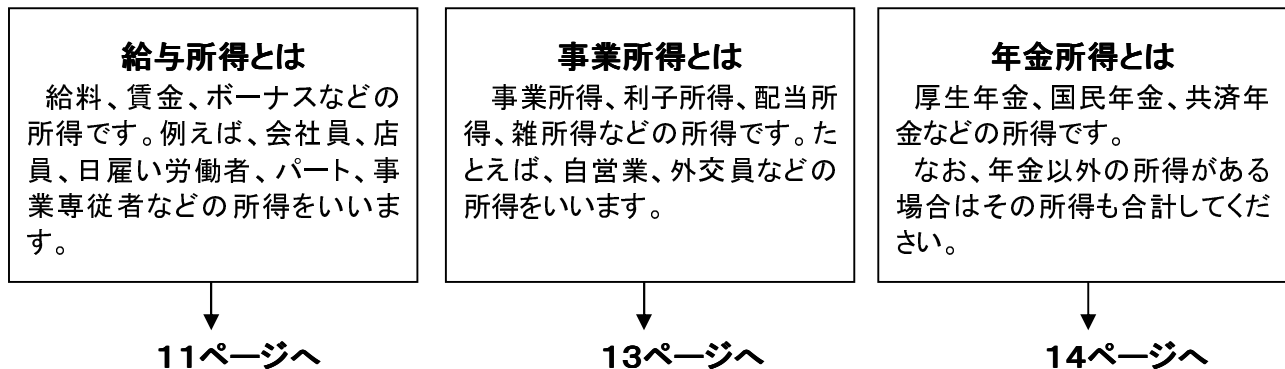
担当者名

（TEL）

連絡先 （FAX）

所得金額について

1 所得の種類について



2 所得としないもの

- 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助等の非課税所得、退職金・譲渡所得等の一時的な所得のことです。
- 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されている必要があります。

3 家族数についての注意

- 出産する予定であっても、申込みのとき生まれていなければその胎児は家族数には含みません。
- 遠隔地扶養者数について
区民住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。
例えば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。年末調整や確定申告で「扶養親族の申告」をしている必要があります。
遠隔地扶養者は所得計算をする時にだけ、家族数に数えます。実際には入居しないので、入居する世帯人数には数えません。

4 あなたの世帯の所得は

(1) 家族数

入居する世帯人数()人 + 遠隔地扶養者数()人 = ()人

(2) 世帯の所得金額

収入のある人の名前	所得金額 () - ()	10ページの特別控除額② ()
	() - ()	()
	() - ()	()
	() - ()	()
合 計		

別紙の所得基準表にあてはめてください。

合計 - 10ページの特別控除金額①
= あなたの家族の所得金額

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合は、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

表中の年齢は、申込日現在で計算します。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
(ア)老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	(ウ)の障害者控除をあわせて受けることはできません。 (エ)の特別障害者控除を受ける人は、
(イ)特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の方	
(ウ)障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の人で1・3と同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
(エ)特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

①の特別控除の合計額を9ページの4(2)の特別控除金額①へ

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの (申込者・同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
(オ)寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性(1の「扶養親族・子」のいない方もあてはまりますが、離婚した場合は除きます。)	/
(カ)寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の男性	

②の特別控除の合計額を9ページの4(2)の特別控除金額②へ

給与所得の方

(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

① 現在の勤め先へ就職した日が、前年1月2日以降の方

現在の勤め先で、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	ボーナス
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

※病気などにより、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算して下さい。
 ※通勤手当等の非課税所得は除いて下さい。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日から申込みを行う月の前月までに1年間の実績がある方 → 申込日の前月までの1年間の合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日から申込みを行う月の前月までの期間が1年に満たない方 → 就職した翌月から募集の前月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

※賞与はすでに支給されたものに限ります。

(3) 就職した日が最近で、まだ1ヶ月分の給与が支給されていない方 → 基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍して下さい。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

この推定年収を次ページ③の計算式に当てはめ、所得金額を算出してください。

② 現在の勤め先へ就職した日が、前年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

ここに記載される金額が所得金額です。

《源泉徴収票がでない方》

申込日の前年の1月から12月までの税込支給額を合計し、次に下段の計算式で所得金額に換算します。

③ 年収額を所得金額に換算します

次の区分により、年収額(推定年収額)を所得金額に換算してください。

年収額が、

(a) 0 円 ~ 1,627,999 円の方

(b) 1,628,000 円 ~ 6,599,999 円の方…4,000 円単位で端数整理してから所得を計算してください。

(例) 年収額が 5,808,667 円の場合

$$\text{年収額: } 5,808,667 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 1,452.16\cdots$$

小数点以下切捨

$$1,452 \times 4,000 \text{ 円} =$$

端数整理後の年収額
5,808,000 円

(c) 6,600,000 円 ~ 20,000,000 円の方

年収額を所得金額になおす計算式

区分	年収額	計算式と所得金額
(a)	0 円 ~ 650,999 円	所得金額は 0 円
	651,000 円 ~ 1,618,999 円	年収額 - 650,000 円 = 所得金額
	1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	所得金額は 969,000 円
	1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	所得金額は 970,000 円
	1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	所得金額は 972,000 円
	1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	所得金額は 974,000 円
(b)	1,628,000 円 ~ 1,803,999 円	端数整理後の額 × 0.6 = 所得金額
	1,804,000 円 ~ 3,603,999 円	端数整理後の額 × 0.7 - 180,000 円 = 所得金額
	3,604,000 円 ~ 6,599,999 円	端数整理後の額 × 0.8 - 540,000 円 = 所得金額
(c)	6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	年収額 × 0.9 - 1,200,000 円 = 所得金額
	10,000,000 円 ~ 20,000,000 円	年収額 × 0.95 - 1,700,000 円 = 所得金額

事業等所得の方

(自営業・外交員等)

① 現在の仕事を始めた日が、前年1月1日以前の方

最新の「所得税の確定申告書」の控えなどで確認して下さい。

所得金額	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合譲渡・一時 ⑧+[(⑨+⑩)×1/2]	⑧																		
	合計	⑨																		

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 ・			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 ・			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平 ・			
⑭ 専従者給与(控除)額の合計額				

この金額から「⑧総合譲渡・一時⑦+[(⑨+⑩)×1/2]」を差し引いた金額が所得金額となります。

妻や子供を事業専従者としている場合、それぞれの専従者給与額を「給与所得の方」の計算式にあてはめて、所得金額に換算してください。

② 現在の仕事を始めた日が、前年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入して下さい。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

就職した日から現在までの期間が1年に満たない方

就職した翌月から募集の前月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。

※上記の計算方法にあてはまらない場合もあります。

途中就職した方は詳しい計算方法を住宅課までお問い合わせください。

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{所得金額合計}$$

※病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

年金所得の方

※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 前年 1 月から 12 月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算して下さい。ただし、「遺族年金」「障害年金」等の非課税年金は除きます。

① 前々年12月以前から年金を受けている方

「公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

平成25年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	
氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	※1,074,770 円	円
扶養親族等申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等
有 無	特別障害者 その他の障害者 老年者	有 無 老人控除対象配偶者の有無
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額(介護保険料額)
特定 老人 その他	特別 その他	
人 人 人	人 人 人	円
年金の種別		生年月日

ここに記載されている金額を下段の「年金収入を所得金額に換算する計算式」を参考にしてください。

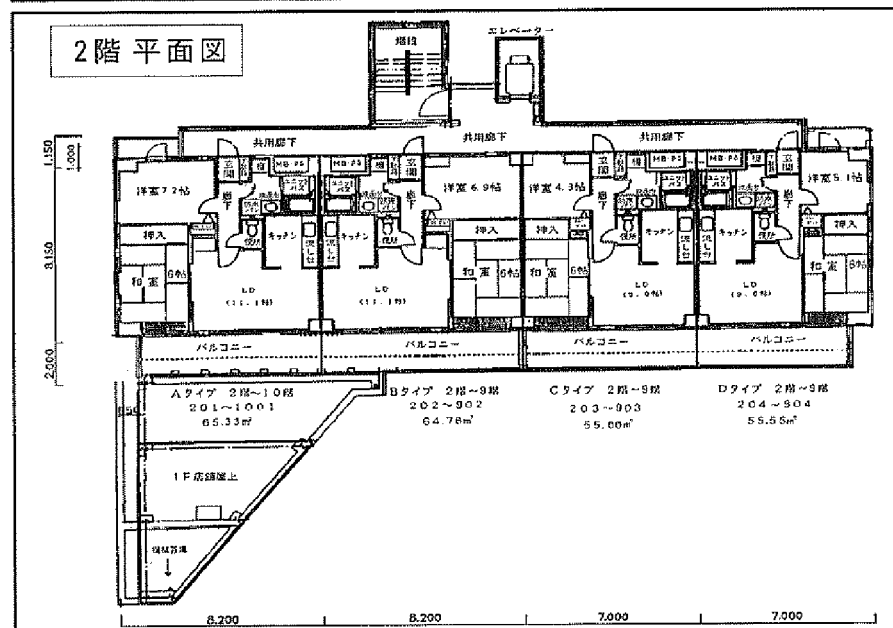
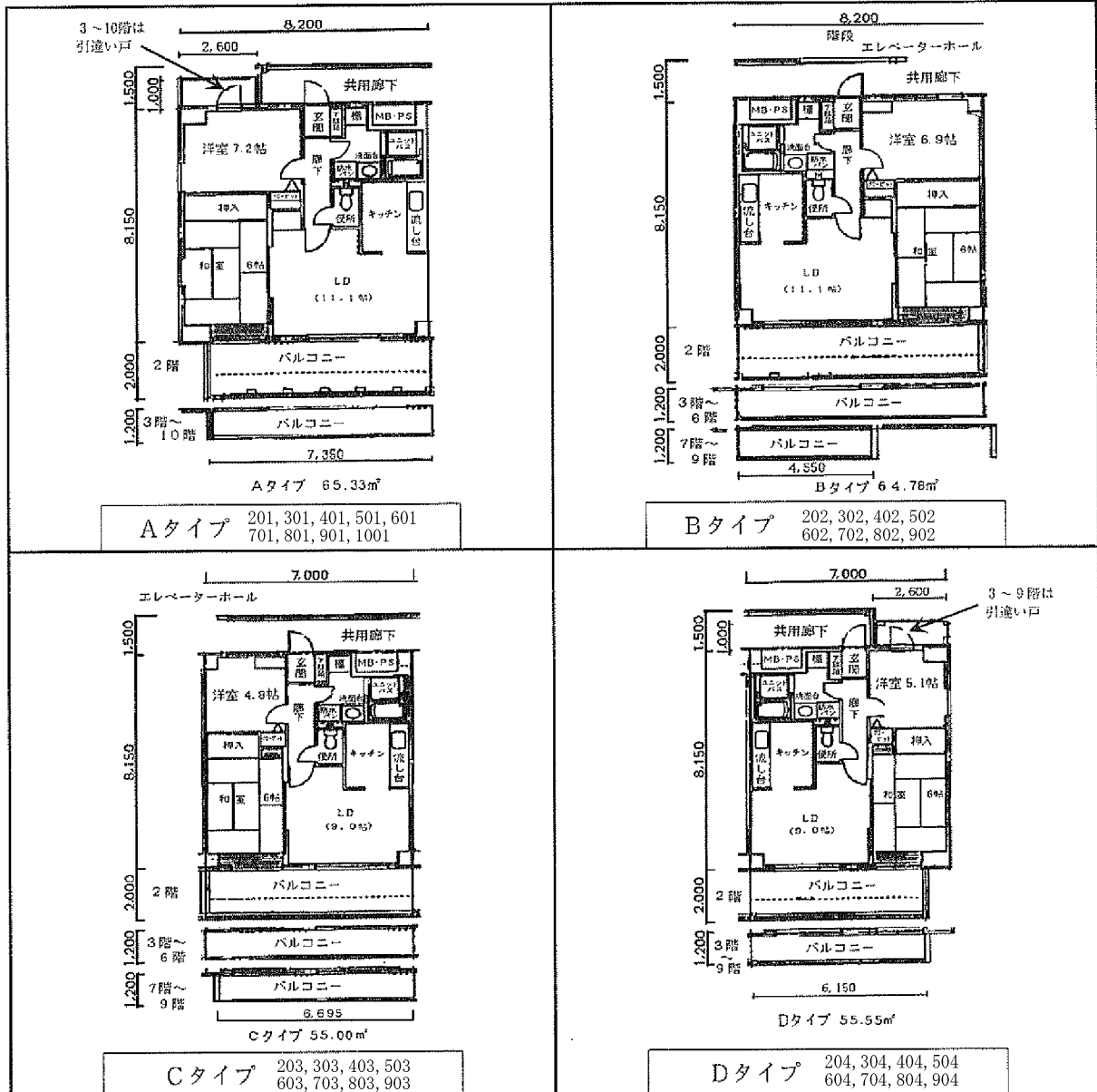
② 前年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算して下さい。

○年金収入を所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上	1,200,000 円まで	所得金額は 0 円
	1,200,001 円～3,299,999 円	年金額の合計－1,200,000 円＝所得金額
	3,300,000 円～4,099,999 円	年金額の合計×0.75－375,000 円＝所得金額
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金額の合計×0.85－785,000 円＝所得金額
	7,700,000 円以上	年金額の合計×0.95－1,555,000 円＝所得金額
65歳未満	700,000 円まで	所得金額は 0 円
	700,001 円～1,299,999 円	年金額の合計－700,000 円＝所得金額
	1,300,000 円～4,099,999 円	年金額の合計×0.75－375,000 円＝所得金額
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金額の合計×0.85－785,000 円＝所得金額
	7,700,000 円以上	年金額の合計×0.95－1,555,000 円＝所得金額

間取り図



※図面は参考用です。
したがって、天井梁、
非常用ハッチその他
省略されているもの
がありますのでご了承
ください。

※バルコニーにクーラー
用室外機を置く場合
には床置してくださ
い。
天吊ボルトはありません。